

フィリピン人女性出稼ぎ労働者と日本
～エンターテイナーとしての来日～

国際学部国際学科
国際政治経済コース
牧田 東一ゼミ
学籍番号：20327090
菊地 由香

目次

はじめに.....	(p.3)
第1章 フィリピンの海外雇用制度の移り変わり	
第1節 フィリピン人の国際労働移動の状況.....	(p.4)
第2節 海外雇用制度の開始.....	(p.4 – p.6)
第3節 海外労働者の女性化.....	(p.6 – p.7)
第2章 来日と日本での生活	
第1節 日本におけるフィリピン人エンターテイナーの数.....	(p.7 – p.8)
第2節 来日までの過程.....	(p.8 – p.10)
第3節 エンターテイナーの生活と仕事.....	(p.10 – p.12)
第4節 元エンターテイナーの日本での生活.....	(p.12 – p.13)
第3章 日本社会におけるフィリピン人女性	
第1節 フィリピン人女性に対する固定イメージ.....	(p.13 – p.14)
第2節 日比国際結婚.....	(p.14 – p.17)
第3節 日比国際結婚における問題点.....	(p.18 – p.20)
(1) ドメスティックバイオレンス	
(2) 日比混血児 (JFC) の問題	
おわりに.....	(p.21 – p.22)
参考文献・参考 HP.....	(p.23)

はじめに

現在、日本にはたくさんの外国人が働いている。そして、その背景には「外国人労働者」問題が存在している。特に、アジアからの出稼ぎ労働者が多く、その中でもアジア女性の「性産業」への参入が大きな伸びを見せている。彼女たちはより良い生活を求め、社会的向上を果たしたいという思いで日本に出稼ぎに来ている。しかし、日本ではアジア女性に対する偏見や差別が存在しているのが事実である。こういった偏見や差別はどこから生まれてくるのだろうか。

筆者は小さい頃から、日本人男性と腕を組んで歩いているフィリピン人女性を見かけることがしばしばあった。筆者の住んでいる街には、何件かのフィリピンパブやクラブが密集している地域がある。そのためか、フィリピン人女性に対して、「売春をしている」といった悪いイメージを持っている人が多い。筆者もフィリピン人女性は悪い人々と漠然としたイメージを抱いてきた。それは、親の世代から「フィリピン人女性は下品」「貧しいから体を売って生活している」といった悪いイメージを伝えられてきていたからだろう。しかし、実際にフィリピンを訪れてみて、このイメージは大きく変わった。これまでに2度フィリピンを訪れたことがあるが、そこで出会ったフィリピン人女性は陽気で、親切で、初めて会った人々をまるで家族のようにあたたかく受け入れてくれたのである。

なぜ、フィリピン人女性について何も知らないのに、多くの日本人は彼女たちに対して勝手なイメージを膨らませているのだろうか。彼女たちは、そんな日本でどのような生活を送っているのだろうか。フィリピンを訪れてから、筆者の中にフィリピン人女性と、彼女たちを受け入れている日本社会に対する疑問が生まれてきた。

本論文では、自らが抱いた疑問をもとに、日本に出稼ぎに来ているフィリピン人女性の日本へ来るまでの道のり、日本での生活、さらには日本人から見たフィリピン人女性の印象について述べていく。そして、多くの人々に、フィリピン人女性が日本で性的、身体的、精神的な虐待を受けているという事実を知ってもらい、日本で働くフィリピン人女性のすべてが売春をしているといった、日本の中に根強く存在している偏見や誤解をなくしてもらいたい。また、この論文を書くことによって、性差別や国籍差別、売買春容認が平然と行われている日本社会を見直すきっかけになればと思っている。

第1章 フィリピンの海外雇用政策の移り変わり

本章では、まず近年のフィリピン人の出稼ぎの状況を他国と比較して述べていく。続いて、フィリピン政府が掲げてきた海外雇用政策が開始されるまでの経緯と、その後の海外労働移動の女性化に至るまでの社会的背景について論じていく。

第1節 近年のフィリピン人の国際労働移動の状況

フィリピンは国際労働移動が非常に盛んであり、メキシコに次ぐ世界第2位の労働者の送り出し国である。国際労働移動とは、国内での出稼ぎではなく、職を求めて国境を越え出稼ぎに行くことである。また、アジアの主な労働力送り出し国であるバングラデシュ、インド、インドネシア、韓国、パキスタン、フィリピン、スリランカ、およびタイの中で労働市場占有率の35パーセント強をフィリピンが占めており、2位、3位のインド、韓国を大きく引き離している[菊地 1992:189]。現在、合法・非合法を合わせると、世界120カ国以上で約700万人のフィリピン人が就労している。まず、近年のフィリピン人の国際移動の状況を見ていきたい。

フィリピンの海外労働者数の推移を見てみると、1990年の国際移動数は44万6,095人であったのに対し、2001年では86万6,590人と倍近くに増加している[Go 2000]。また、1995年前後からは海外労働者の女性比率が6割以上を維持しており、この頃からフィリピン海外労働者の「女性化」が言われるようになった。労働者の就労先を地域別に見ると、アフリカ、北米、アジア、ヨーロッパ、中東、オセアニアなど世界に広がっているが、アジア地域への移動数が最も多く、次いで中東であり、この2地域だけで全体の68パーセントを占めている。国別移動数では、1位がサウジアラビア(19万3,583人)、2位が香港(11万3,583人)、3位が日本(7万4,093人)、4位がアラブ首長国連邦(4万4,631人)、5位が台湾(3万8,311人)、6位がシンガポール(2万6,305人)となっている[Go 1998:13;Go 2000]。しかし、これらの数は全て合法的な労働者の人数であるため、非合法労働者も合わせると海外労働者数はもっと増えるであろう。

職種の内訳は、最も多いのが専門技術職であり、次いでサービス職、生産関連・輸送・設備労働となっている。専門技術職は、医師や看護師などの医療関係者、語学教師(主に英語)、芸能関連従事者のことであり、日本への出稼ぎの9割を占めるエンターテイナーは芸能関連従事者として扱われる。サービス職の代表的なものが家事労働者で、約9割が女性である。彼女たちは主に香港やシンガポールで働いている。続いて、生産関連・輸送・設備労働だが、こちらは7割以上が男性で、ほとんどが中東湾岸諸国の石油基地関連施設での建設労働者である。

このように、近年のフィリピンの国際労働移動はアジア地域に集中しており、特に女性の労働者が増えている傾向にある。

第2節 海外雇用政策の開始

1920年代から40年代までのフィリピンからの海外労働者の大半は、ハワイやアメリカ西海岸のプランテーションで雇用される男性農業労働者であった。50年代から60年代になると、ベトナム、タイ、日本、グアムなどの米軍基地での建設労働者の需要が拡大し、多くのフィリピン人が移動した。そして、70年代前半のフィリピン人の移動の中心となっていたのは、医療技術者などの専門職の人々によるアメリカへの永住移民であった。このように、70年代前半までのフィリピン人の移動の背景には植民地統治から引き続くアメリカとの強い結びつきがあった[小ヶ谷 2003:323-325]。

1974年にオイルショックが起こると、フィリピンは石油価格の上昇による債務の増大と、石油ブームに沸く中東での建設労働力需要という2つの大きな影響を受けることとなった。当時の大統領であったマルコスは、深刻な国内での失業問題の解決と外貨獲得による国内経済の立て直し、海外からの新技術の導入といった目標のもと74年に海外雇用政策を導入した。マルコス大統領は、海外雇用政策を導入するにあたって次のように述べている。「人的資源の輸出は、不完全就業を緩和する一時的な手段としてのみ認められるものであり、国内の生産的な雇用機会創出に合わせて抑制されていくだろう[Chin 1998:96]」。このように、海外雇用政策は、初めは「一時的な政策」として導入されたものであった。また、フィリピン政府は、海外労働者を扱う機関である海外雇用開発局(OEDB)と国家船員局(NSB)¹を新しく設立し、中東諸国で拡大する労働力需要に政府主導で対応することで、国家政策として海外雇用の制度化を目指していた。しかし、海外雇用政策導入後、海外労働者数が急激に増加し、それによって生じる多様な業務が政府の手に負えなくなり、結局は民間セクターに譲渡せざるを得ない状況になってしまった[小ヶ谷 2003:325-326]。

1982年にはOEDBとNSBを統合してフィリピン海外雇用庁(POEA)が設立された。この機関の特徴は、海外雇用計画を統合して、国家的成長を支え、サービス部門での輸出実績を改善するための統一的な機関と戦略とを形成していることである。具体的に述べると、職業紹介サービスを促進し、より多くの仕事の機会を作ること、民間雇用周旋所、契約団体、人員供給事業の運営の規制、労働者援助裁定事務所が海外出稼ぎ労働者やその家族に対し法律上並びに福祉面でのサービスを行うことである。POEA設立の背景には、出稼ぎ労働者とその家族の保護に携わる権限や機能を集中させることによって、「労働力輸出」を国家開発戦略の一環に組み入れようとした意図がうかがえる[菊地 1992:172]。

また、マルコス大統領は同年12月に、海外出稼ぎ労働者の給料をフィリピン銀行制度を通して、フィリピン国内の扶養者に対し50から80パーセント²を定期的を送金することを義務付けた。これは、海外労働者の収入から外貨を獲得することが狙いであった[菊地

¹ 両機関は共に、海外の労働市場開発、労働者のリクルートと送り出し、労働条件の保証を主な業務としている。

² 海外労働者に対する送金義務付けは職業別に異なっており、船員の場合は80パーセント、建設労働者は70パーセント、医療関係・技師・その他の専門職のうち住居費が雇用者負担の場合は70パーセント、本人負担の場合は50パーセント、家事労働者及びその他サービス業は50パーセント、その他の職種50パーセントとされていた。

1992:176]。

75年から86年のマルコス政権下での約10年間でフィリピンの海外就労者数は約12倍にも拡大した。また、86年の海外からの送金額が国家予算の13パーセントに当たる、6億8044万ドルにも及び、当初マルコス大統領が述べていた「一時的な手段」としてではなく、海外雇用への国家的な依存が高まることになった[小ヶ谷 2003:327]。

第3節 海外労働者の女性化

1986年に成立したアキノ政権は海外労働者を「新しいヒーロー」と名づけ、国家が国内と同様、海外の労働者も完全に保護すると明言した。そして、87年には、海外労働者とその家族への社会・福祉サービス提供業務を行う海外労働者福祉庁（OWWA）を設立した[小ヶ谷 2003:328]。

80年代後半からは海外労働者の女性比率の増加が見られるようになった。74年にマルコス政権によって海外雇用政策が導入された当初、海外労働者の男性比率は7割以上を示していたが、その後女性比率は増加傾向にあり、94年には新規雇用者の6割を女性が占めるようになった。また、女性の海外就労先がアジア諸国に集中し始めたのもアキノ政権の頃からである。

フィリピンにおいて国際労働移動が盛んになったことには、政府による海外雇用制度の導入のほかにもいくつか理由を挙げることができる。まず、フィリピン国内での雇用機会の乏しさが挙げられる。人々はより良い賃金、より良い生活を求めて国境を越えるのである。次に、文化的理由が挙げられる。文化的理由の一つ目は英語能力に優れていることである。フィリピンはアメリカの植民地統治時代から英語教育が普及しているため、今日でも学校教育を受けた者は母語と変わらないほどの英語力を身につけている。このことは海外へ移動するにあたっての不安や不便さを軽減していると考えられるので、フィリピン人は海外出稼ぎに対する抵抗が比較的少ないと考えることができる。また、文化的理由にはフィリピン人の伝統的な価値観も関係している。フィリピンは非常に家族の絆を重んじる社会である。家族のために働くのは家族への「恩義」であり、必要なときに家族への献身を果たさないのは「恥」であるとされている。そのため、家族のためなら国境をも越えるという考え方が一般的に存在する[菊地 1992:189-193]。

文化的理由は、海外労働者の「女性化」にも当てはまる。フィリピンでは家計維持や親の扶養における娘への貢献期待が強いため、仕事を求めて女性が農村から都市へ移動することへの制約が小さい。しかし、都市での雇用機会が十分でないので、女性はさらに仕事を求めて海外へと飛び立つのである。また、アジア諸国での資格・技能を問われないサービス職（主に家事労働）の雇用が充実していたことも「女性化」に関係している。さらには、70年代から「売春観光」が制度化されたことも、海外労働者の「女性化」を促しているといえる。先進国との比較における途上国での売春・性的サービスの価格の安さによって、東南アジアでのエンターテイメント産業の雇用が増加したのである。

一方で、海外労働者の男性比率が低下した理由として、1990年に始まったイラクによるクウェート侵攻、およびそれに続く湾岸戦争が挙げられる。フィリピンからの男性出稼ぎ労働者の7割以上が中東の湾岸諸国を渡航先としていたのだが、湾岸戦争によって中東地域での外国人労働者の受け入れ態勢が崩れてしまったため、フィリピン人男性は失業という大影響を受けたのである。そのため、海外労働者の男性比率は90年頃から女性比率を下回るようになったと考えられる。

海外労働者の「女性化」がいわれる頃から、社会的弱者である女性労働者に対する人権侵害が問題化し始めるようになった。この人権侵害とは、休みを与えない・給料の未払いといった劣悪な労働条件や、雇用主からの肉体的、性的虐待のことを指す。90年には日本でエンターテイナーとして働いていたマリクリス・シオソンが労働環境について抗議したところ、雇用主が彼女に暴行を加え、死に追いやったという事件が起こった。このシオソンの事件を受けて、フィリピン政府は91年にエンターテイナーの渡航に関して、それまで19歳以上から認められていたものを、23歳以上の渡航のみを認めると年齢制限を設けた。さらに、歌手やダンサーとしての経験が少なくとも1年以上あることも渡航の条件に加えられることになった。また、94年には「芸能人登録制度」と呼ばれる制度を導入し、アーティスト・レコードブック³を保持しない「興行」での出国を禁止した[小ヶ谷 1992:332-335]。

しかし、この条件付き渡航は「なぜ自分たちの働く権利を奪うのか」「安易な渡航制限は女性たちの雇用機会を奪うだけ」と女性やプロモーターからの強い反発を受ける結果となってしまった。その後、年齢制限は再び19歳以上へと引き下げられることになった。フィリピン政府は2000年までにはエンターテイナーの渡航を全面的に停止する方針を打ち出していたが、まったく実現しておらず現状は再び増加傾向にある。2001年に成立したアロヨ政権も国内の労働市場がいまだ不備であるため、経済が回復するまで海外労働者は引き続き海外にとどまるようにとの見解を示しており、フィリピンの海外労働者は今もなお増え続けている。

第2章 来日と日本での生活

本章では、フィリピンから日本へ出稼ぎにやってきた女性エンターテイナーたちの来日までの過程と、日本での仕事や生活の様子について論じていく。特に、不当な労働条件の実状や生活環境について論じていく。また、実際に日本で働いた経験のある元エンターテイナーのインタビューの様子も一例として挙げていく。

第1節 日本におけるフィリピン人エンターテイナーの数

フィリピン海外雇用庁の2003年の統計によると、フィリピン人の日本への出稼ぎ者数は

³ POEA 及び技術教育・技能開発庁 (TESDA) の規準を満たした民間斡旋業者によるダンスや歌のトレーニングを経て、TESDA が実施する試験に合格したのち、知識や能力証明、海外雇用経験、個人データなどが記載されたもの。POEA が発行している。

サウジアラビア、香港に次ぐ第3位となっている。日本には多くの外国人が出稼ぎに来ているが、フィリピンからの出稼ぎ労働者は他国に比べ女性の比率が圧倒的に多いことが特徴であり、90パーセント以上が女性である。日本への女性の出稼ぎ者数は毎年増加している。日本で働くフィリピン人の中でもっとも多いのがエンターテイナーとして興行ビザで入国した女性たちである。2003年に、新しく入国したフィリピン人の数は13万1,834人であったが、その60.7パーセントにあたる8万48人がエンターテイナーとして歌やダンスなどの芸能活動に従事する資格で入国許可が認められる興行ビザで入国した。2003年度に日本に興行ビザで新規に入国した総数は13万3,103人なので、60.4パーセントをフィリピン人が占めていることになる。2003年に興行ビザによる入国が2番目に多い米国人が7,066人であったことから見ても、日本で働く外国籍のエンターテイナーに占めるフィリピン人の多さが分かる。興行ビザ以外の入国者は研修⁴・就学・留学ビザの順となっている[武田 2005:78]。

こうした正規の興行ビザで入国してくるエンターテイナー以外にも、偽造ビザや、研修や就学といった短期滞在ビザで入国した後、ビザの期限が切れても日本に滞在し続ける「オーバーステイ」のフィリピン人も多く存在している。オーバーステイのフィリピン人の数は1990年代の中ごろをピークに減少しているが、それでも2007年では2万8,491人のフィリピン人が日本にオーバーステイしており、この数は韓国に次いで2番目に多い数字となっている。特にフィリピン人の場合、興行ビザで来日し6ヶ月の滞在期間を過ぎた後も日本を出国しないケースが他国に比べて多いことが特徴である。先ほど述べたオーバーステイのフィリピン人の数の約3分の2が女性で、その多くが水商売関連の仕事に従事している[武田 2005:78-80]。

第2節 来日までの過程

第1章で述べたように、フィリピンからの出稼ぎ者が多い背景には、海外派遣労働者を管轄するフィリピン海外雇用庁と技術教育・技能開発庁（TESDA）の存在がある。これらのフィリピンの行政機関は、ダンサーや歌手として技術の認定やビザ取得に必要な書類の発行を行い、フィリピン人の海外出稼ぎをサポートしてきた。ここでは、20年間以上にわたって行われてきた、興行ビザによるフィリピン人女性の来日の一般的なプロセスについて説明していく。

① プロモーション（の事務所）⁵との契約

エンターテイナーの日本への出稼ぎは、まずフィリピンでプロモーションに雇われたスカウトマンやマネージャーから声をかけられることから始まる。また、日本に出稼ぎ経験のある知人や親戚から紹介によって、現地のプロモーションと契約を結ぶ。プロモーションは歌やダンスのレッスンや日本語の教育、オーディション参加の手続きなどを行う。ま

⁴ 企業研修や日本語学校などで学ぶ者を対象に発給されるビザ。

⁵ 日本への出稼ぎを促進する業者

た、エンターテイナーたちのフィリピンでの生活、アーティスト・レコードブック取得のための費用、パスポート作成の費用などすべての金銭面での面倒を見る。エンターテイナーたちは「プロモーションが来日に必要な費用を立て替えたり、その手続きを行ったりする代わりに、日本でエンターテイナーとして稼いだお金から手数料を得る」という契約をプロモーションと結ぶ。プロモーションはエンターテイナーたちにかかった費用と手数料のすべてが回収できるまで、女性たちを契約で拘束し、繰り返し日本に出稼ぎに行かせる。女性たちはひどい経済的搾取を受けることもあるが、来日の費用を自分で出すことはできないし、手続きの仕方も分からないため、こういったプロモーションを頼らざるを得ない[武田 2005:32-34]。

② 芸能歴証明書（アーティスト・レコードブック）の取得

歌やダンスといったエンターテイナーとしての能力を証明し、技術教育・技能開発庁が発行している芸能歴証明書を取得しなければ、日本政府から興行ビザを取得することはできない。そのため、女性たちはプロモーションで約3～6ヶ月間、歌やダンスのレッスンを受け、その後、技術教育・技能開発庁の実技試験に合格してやっと芸能歴証明書を取得することができる。この芸能歴証明書には、ダンサー、グループダンサー、歌手、マジシャン、モデルなどのカテゴリーがあるが、日本にエンターテイナーとして来るフィリピン人女性のほとんどはダンサーか歌手である[武田 2005:34]。

③ オーディションへの参加

芸能歴証明書を取得した女性たちは、日本のプロモーター（招聘業者）が開催するオーディションに参加し、合格しなければならない。1回のオーディションに何百人というエンターテイナーたちが参加する。オーディションでは、歌やダンスの技能よりもルックスや日本語能力などが重要な要素となる。日本のプロモーターは、気に入ったエンターテイナーがいたら彼女と契約を結ぶ。ここでの契約の内容は「渡航手続きや給料の面倒はすべてみるので、代わりに日本のプロモーターが指定するお店で歌手やダンサーとして6ヶ月間働く」というものである[武田 2005:34-35]。

④ ビザ取得

在フィリピン日本国大使館領事部から、日本への渡航のための興行ビザを取得するためには、在留資格認定証明書を取得しなければならない。この在留資格認定証明書を取得するためには、エンターテイナーの写真、履歴書、芸能歴証明書、身元保証書などの他、日本語と英語の契約書を提出することが必要である。契約書にはプロモーターの情報、エンターテイナーの個人情報、契約期間、給料、労働時間、仕事などについて書かれており、特に給料、労働時間、生活について詳しくあげてみると、

- ・ 給料は日本の労働基準に従った上での1ヶ月の最低賃金以上
- ・ 1日の勤務時間（最高6時間/日）、休日（1ヶ月4日）、超過労働（日本の基準に合わせる）
- ・ 食事と滞在先の条件について（無料の宿泊先、無料の食事の提供、または最低1,000

円の食費支給)

となっている。また契約書には、エンターテイナーは雇用者によって非人道的または耐え難い扱いを受けた場合、雇用者が契約条件に違反した場合は、契約を破棄することができるといったことも書かれている。日本の入国管理局から発行された在留資格認定証明書は、さらに在日フィリピン大使館あるいは領事館で確認の手続きが行われた後にフィリピンのプロモーションに送られ、パスポートやその他の書類と一緒にフィリピン日本大使館領事部に提出されることによって興行ビザの取得となる[武田 2005:35-37]。

⑤ 来日

日本にやってきたエンターテイナーたちは、空港に出迎えに来た日本のプロモーターによって各お店に派遣される。来日後は日本のプロモーターまたは、彼女たちの働くお店のオーナーによってパスポートが管理される。これは、彼女たちが店から逃げ出さないようにするためである。興行ビザでの滞在可能期間は 6 ヶ月なので、ほとんどのエンターテイナーは 6 ヶ月間日本で働くことになる[武田 2005:37-38]。

第 3 節 エンターテイナーの仕事と生活

来日したフィリピン人女性たちはエンターテイナーとして、フィリピンパブやクラブで働く。これらのお店は東京、大阪、名古屋、福岡などに多く存在する。こうしたフィリピンパブやクラブでは、一晩に 30 分ほどのステージが 3 回くらいあり、フィリピン人女性たちはステージに出演し、そのほかに時間はホステスとして客のお酒や会話の相手をしなければならない。お店によっては開店準備、皿洗い、閉店後の掃除などもさせられる。彼女たちはエンターテイナーとして入国しているので、ステージ以外の仕事は全て契約違反である。

日本のフィリピンパブやクラブの多くは、10~30 名のフィリピン人エンターテイナーと数名のホールスタッフで構成されている。料金はさまざまだが、「60 分間のみ放題で 5,000 円」といったセット料金制をとっているお店が多い。セット料金にはお酒、おつまみ、カラオケなどが含まれ、さらに延長料金、指名料、ホステスの飲物代が上乘せされることが多い[武田 2005:83]。

1997 年以前に日本に送り込まれたフィリピン女性のうち約 8 割が売春を強要され、半数近くがお店のオーナーや店長などから肉体的、性的虐待を受けたという報告がある。この頃は正規の興行ビザではなく、不法入国者が多かったため、エンターテイナーの立場が明るみに出ることが少なかったということが主な理由である。現在は、正規の興行ビザで来日するエンターテイナーが増加しているので、売春の強要や虐待は減少していることが確認されている。しかし、現在でもヌードショーを強制させられたり、客とお店の交渉で性的なサービスを強要されたり、虐待を受けたりすることがまったくないわけではない。不法入国やオーバーステイの場合には、強制売春、暴力、レイプなどが多く行われている。興行ビザで入国したほとんどの女性がヌードショーを強要されていないとはいえ、フィリ

ピンパブやクラブでのステージでは、多くのエンターテイナーたちが裸に近い衣装でダンスをさせられている。また、日本人の中には、アジア人女性は貧困、劣った文化、色黒、価値が低いといった偏見を持っている人もいる。マスコミなどで取り上げられるスモーカーマウンテンやスラムによって、フィリピン人女性は貧しくてお金を稼ぐためなら何でもするといったイメージを持っている日本人も少なからず存在する。そういった偏見によって、フィリピン人女性エンターテイナーはたとえお店からヌードショーや売春を強要されなくとも、客からそうした行為を期待されたり、セクハラを受けたりしている[武田 2005:83-93]。

日本のほとんどのお店では、週に 2、3 回の同伴⁶がノルマとしてエンターテイナーたちに課される。同伴は多ければ多いほど、能力給としてエンターテイナーに入る給料があるため、彼女たちは客に気に入られるよう客に尽し、努力する。ノルマが達成できないと、小遣いがもらえない上に、お店のオーナーから暴力を受けたり、食事を与えられないといった罰が与えられる。他にも、彼女たちにはさまざまな罰が付きまとう。例えば、風邪を引いて休むと 1 日 1 万円、遅刻すると 5,000 円の罰金といったものである[石山 1989:99]。

現地のプロモーションはエンターテイナーとして出稼ぎに行く女性たちに「日本では客の前で歌やダンスを披露するだけ」としか伝えておらず、エンターテイナーたちは日本に来て初めてホステスの仕事や同伴のノルマがあること、性的なサービスをしなければならない可能性があるということを知らされる。

労働時間に関しては、契約書では 1 日 6 時間までとされているが、実際には 12 時間以上も働かされている。だいたい夕方の 5 時から朝の 4 時や 5 時まで働かされるケースがほとんどである。契約以上の時間働かされているのにもかかわらず、エンターテイナーたちにはその分の超過勤務手当が支払われることはない。

エンターテイナーたちの給料は来日した回数によって増えていく。初来日の女性は 1 ヶ月 800 ドル前後、2 回目以降では 1600 ドル近くももらえることもある。しかし、この金額は同じような仕事をする日本人女性の給料と比較するとかなり低い。また、ここからフィリピンのプロモーションへの立替や手数料が引かれるため、実際に女性たちに渡る金額はわずかである。特に、初来日の場合はほとんど差し引かれてしまうので、タダ働きに近い場合もある。給料は毎月支給されるのではなく、帰国時に空港で一括して手渡しされることが多いため、彼女たちはフィリピンに帰国して初めて自分たちの稼ぎが約束よりも少ないということに気付くのである[武田 2005:84-85]。

日本に滞在中、女性たちはお店の近くの 2DK~3DK のアパートやマンションで 5~15 人のエンターテイナーたちとともに生活を送る。部屋には 2 段ベッドがいくつも置かれ、女性たちは、自分のベッド 1 つ分の狭いスペースで生活しなければならない。フィリピン人はカトリック教徒が多いので、こうしたスペースには小さなカトリックの祭壇が置かれて

⁶ お店の開店前に店外で客と会って、食事などをしてから一緒にお店に入るシステム。客は同伴料金を支払い、その一部が小遣いとしてエンターテイナーに入る。

いたり、フィリピンに残してきた家族や恋人の写真などが飾られている[武田 2005:86-87]。

洗濯、料理、ごみ捨て、皿洗い、掃除などはエンターテイナーたちが分担して行う場合が多い。彼女たちに与えられる食費は、お店によって大きく異なる。週に 2000 円支給される、週に 5000 円支給されるといった具合である。1 日に 1 回コンビニ弁当が支給され、現金による支給はいっさいないという場合もある。彼女たちは各自に支給される食費を少しずつ出し合い、わずかな食費で質素な生活を送っていることが多い。出し合った食費の残りは貯金し、フィリピンにいる家族への仕送りに回したりしている[武田 2005:86-89]。

エンターテイナーの休日は週に 1 回程度が多いが、中には契約書では月 4 回以上となっているにもかかわらず、月に 1 回しか休日を与えられないといったケースもある。

日本に出稼ぎに来ているエンターテイナーで、契約書どおりの内容で働いている女性はいないであろう。彼女たちは、仕事内容、給料、生活環境などで少なからず契約違反や搾取の被害を受けている。不法入国やオーバーステイの場合は、さらにひどい労働条件、生活環境である可能性が高いとされている。この場合、契約書自体が存在しないことが多く、警察への通報や国外退去の可能性が高いので、エンターテイナーたちがお店を訴えることができないからである。

第 4 節 元エンターテイナーの日本での生活（筆者によるインタビュー）

フィリピンに「BATIS 女性センター」という、問題を抱えて日本から帰国したフィリピン人女性出稼ぎ労働者を支援するために設立された NGO がある。ここでは、帰国した女性自身やその家族に個別の福祉サービスを提供するだけでなく、女性たちのエンパワーメントの達成も推進している。2005 年の夏に、筆者がここを訪れたときに、BATIS 女性センターの監査役をしている「アロナさん（仮名）」から日本での生活について聞くことができたので、その内容を以下に載せる。

アロナさんはフィリピンでプロモーションに声をかけられ、日本行きを決意した。プロモーションでは約 1 年間、歌やダンスの練習をした。当時、彼女は 17 歳であった。興行ビザが取得できるのは 18 歳からであったため、プロモーションが偽の書類を作成した。彼女は、日本に行けばたくさんお金が稼げると聞かされていたので、日本に行けるなら偽の書類でも構わないと思っていた。日本ではホステスの仕事をさせられた。客の相手をする以外にも皿洗いやお店の掃除もしなければならなかった。クラブのママは日本人で、エンターテイナーたちに客がつかないと怒ったり、暴力をふるったりした。フィリピン人に対する差別もひどかったという。クラブの用意してくれたアパートでは、10 人のエンターテイナーと共に生活していた。休みは 1 ヶ月に 1 回しか与えてもらえず、それ以外は毎日、長時間働かされた。はじめての来日では 6 ヶ月間日本で働いたが、給料はすべてフィリピンのプロモーションへの返済で消えてしまった。1 回目の来日時の給料は 1 ヶ月 3 万 5000 円だった。2, 3 回目の来日での給料は 7 万 5000 円であった。3 回目の来日で、ある日本人の客に気に入られ、結婚にまで至ったが、コミュニケーションがとれないという理由で別れを

告げられた。夫はどんな状況でも彼女のことを守ってくれると信じていたので、裏切られたと思った。勤務地は1回目が静岡、2回目が広島、3回目が福岡であった。

日本にエンターテイナーとしてやってくるフィリピン人女性のほとんどは、アロナさんのように日本への出稼ぎを繰り返す。それは1回目の来日の給料は、ほぼ全額フィリピンのプロモーションへの借金の返済や手続き料で消えてしまうためである。また、来日回数が多いほど給料が上がるからでもある。少なからず搾取はあるものの、日本で稼いだ給料はフィリピンでは多大な額になる。フィリピンに帰国しても仕事がないため、彼女やその家族は女性たちが日本で稼いだお金を頼りに暮らす。そして、お金が尽きたらまた日本へ出稼ぎに行くのである。そのため、彼女たちは、2度3度と日本への出稼ぎを繰り返す。そうしているうちに、日本人男性に気に入られ結婚する。しかし、日本人男性の愛情は一時的なものである場合が多く、暴力を振るわれたり、捨てられたりするケースも少なくない。

ここまで、来日したフィリピン人女性エンターテイナーの実情について述べてきたが、厳しい環境のもとで働く彼女たちの生活の背景には、フィリピンに残してきた家族への思いが感じられる。フィリピンでは家族は最も大切な存在である。家族のために働くのは当然であり、自分が犠牲になっても家族の幸せを考えるのがフィリピン流の価値観である。多くのエンターテイナーは、日本で稼いで母国の親や兄弟を支援することを誇りに思っている[武田 2005:88-89]。日本で働くフィリピン人エンターテイナーの多くは、過酷な労働条件のもとであっても、強い意志を持ち続け、希望を捨てずに懸命に生き抜いているのである。

第3章 日本社会におけるフィリピン人女性

本章では、来日後、日本に定住するようになったフィリピン人女性に焦点を当てていく。特に、日比国際結婚の実状や問題点について詳しく取り上げていきたい。

第1節 フィリピン人女性に関する固定イメージ

日本におけるフィリピン人女性に対する固定イメージとは何だろうか。一つは「ジャパゆき」である。「ジャパゆき」とは、第2章で取り上げたような、日本のパブやクラブで働く女性のことを指す。彼女たちは日本人から、安っぽい女性、売春婦、お金のためならなんでもするといったイメージを持たれがちである。日本人は、彼女たちが貧しい国の出身であることからこういった固定イメージを持つようである。日本社会には、アジア人に対する日本人の「優越意識」が現在も存在している。日本人男性を相手に仕事をするフィリピン人女性たちは、このようなアジア人への偏見と女性蔑視が重なった複合的なまなざしを受ける社会にいたのである。彼女たちにとって、対等な男女関係、人間関係が育ちにくい環境だといえる[武田 2005:134]

もう一つのイメージは「農村花嫁」である。1980年代半ばから、「嫁飢餓」に悩む農村にはフィリピン、ついで韓国、中国、ベトナム、スリランカなどから、お嫁さんが呼ばれる

ようになった。彼女たちは「ジャパゆき」と対照的に、「母親」としての役割において評価されていた。だがそれは、社会における性の対象とされ、評価の基準は子どもを産むことができるかどうかであった。そのため子どもを産まない女性は見下された。このようにして、フィリピン人女性は日本社会、家庭の中で周縁的な位置に置かれている。女性が男性の所有物であるという性的観念が、依然として日本社会には根強く残っている[ダアノイ 2006:82]。

しかし、周縁的な位置に置かれても、持ち前の明るさと前向きな思考で日本社会を見事に生き抜いているフィリピン人女性がたくさんいることは、あまり知られていない。例えば、女優として日本で活躍したルビー・モレノがその一人である。彼女もエンターテイナーとして日本にやってきたフィリピン人女性の一人である。

第2節 日比国際結婚

1990年代から、在日フィリピン人女性の在留資格が「興行」から「日本人の配偶者」に移行する傾向が見られる。これは70年代から女性たちが「興行」ビザで来日し始め、その後日本で生活するうちに日本人男性と知り合い、結婚に至るケースが増加したからだろう。日本人男性と結婚し「日本人の配偶者」資格を得たフィリピン人女性は、さらに安定した資格である「永住」資格の申請をするようになる。日本人の配偶者として3年以上の結婚生活、在留生活を経た女性に「永住者」資格を与えると法務省入国管理国が定めているため⁷、現在は、定住だけでなく永住の資格を持つフィリピン人女性も珍しくない。「永住者」資格を得ると更新の必要もなく、たとえ離婚しても、その後も日本に住み続けることができる[武田 2005:121]。

表1によると2005年の日本における婚姻総数は71万4265件であり、そのうち日本人男性と外国人女性のカップルの婚姻は3万3,116件となっている。外国人妻の国籍を見ると、最も多いのが中国の1万1,644件、それに次ぐのがフィリピンで、1万242件となっている。日本人夫とフィリピン人妻の婚姻数は年々増えているのが分かる。

一方、表2で離婚件数について見てみると、2005年、日本における離婚総数26万1917件において、日本人男性と外国人女性のカップルは1万2,430件で全体の37.5パーセントであり、そのうちフィリピン人妻との離婚数は3,485件、全体の34.0パーセントとなっている。同年の日本人同士の離婚率は36.6パーセントであり、日本人夫とフィリピン人妻の離婚率の方が2パーセント以上低い。また、フィリピン人以外の妻の国籍の離婚率と比べてみても、日本人夫とフィリピン人妻の離婚率は低いのが分かる。フィリピン人女性の来日ビザが圧倒的に「興行」が多いことから分かるように、フィリピン人女性と日本人男性が出会うのはほとんどの場合女性が働くパブやクラブで、短時間で結婚に至るケースが多く、一見すると離婚率が高そうだが、実際はそうでもないようだ。

⁷ 法務省入国管理局「永住許可に関するガイドライン」より。

表1 妻の国籍別にみた年次別婚姻件数

国籍	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
総数	791,888	795,080	775,651	784,595	762,028	798,138	799,999	757,331	740,191	720,417	714,265
夫婦とも日本	764,161	766,708	747,400	754,959	730,128	761,875	760,272	721,452	704,152	680,906	672,784
夫婦の一方が外国	27,727	28,372	28,251	29,636	31,900	36,263	39,727	35,879	36,039	39,511	41,481
夫日本・妻外国	20,787	21,162	20,902	22,159	24,272	28,326	31,972	27,975	27,881	30,907	33,116
妻の国籍											
韓国・朝鮮	4,521	4,461	4,504	5,143	5,798	6,214	6,188	5,353	5,318	5,730	6,066
中国	5,174	6,264	6,630	7,036	7,810	9,884	13,936	10,750	10,242	11,915	11,644
フィリピン	7,188	6,645	6,035	6,111	6,414	7,519	7,160	7,630	7,794	8,397	10,242
タイ	1,915	1,760	1,688	1,699	2,024	2,137	1,840	1,536	1,445	1,640	1,637
米国	198	241	184	215	198	202	175	163	156	179	177
英国	82	88	90	65	81	76	93	85	65	64	59
ブラジル	579	551	488	417	333	357	347	284	295	256	311
ペルー	140	130	156	138	128	145	142	126	139	137	121
その他の外国	990	1,022	1,127	1,335	1,486	1,792	2,091	2,030	2,427	2,589	2,859

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

表2 妻の国籍別にみた年次別離婚件数と離婚率

国籍	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2005年の離婚率 ⁸
総数	264,246	285,911	289,836	283,854	270,804	261,917	36.7%
夫婦とも日本	251,879	272,244	274,584	268,598	255,505	246,228	36.6%
夫婦の一方が外国	12,367	13,667	15,252	15,256	15,299	15,689	37.8%

⁸ 離婚件数 ÷ 婚姻件数 × 100

夫日本・妻外国	9,607	10,676	12,087	12,103	12,071	12,430	37.5%
妻の国籍							
韓国・朝鮮	2,555	2,652	2,745	2,653	2,504	2,555	42.1%
中国	2,918	3,610	4,629	4,480	4,386	4,363	37.5%
フィリピン	2,816	2,963	3,133	3,282	3,395	3,485	34.0%
タイ	612	682	699	678	685	782	47.8%
米国	68	69	76	75	75	76	42.9%
英国	41	31	33	17	21	28	47.5%
ブラジル	92	101	91	101	103	116	37.3%
ペルー	40	41	45	57	65	59	48.8%
その他の国	465	527	636	760	837	966	33.8%

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」離婚率は筆者の計算によるもの

日本人男性は、従順に尽くしてくれるフィリピン人女性の働くパブやクラブに高い金をはたいて通い、好みの女性と結婚することが多いものの、その愛情は一時的なものではなく幸せな家庭を築いている人達もたくさんいるのである。フィリピン人女性は相手を思う気持ちがあるかぎり、苦勞をしてでも結婚生活を保とうとする。幸せな家庭の裏側には彼女たちの強い意志と深い愛情が潜んでいるのである。

フィリピン人女性を妻に持つ日本人男性に国際結婚生活について話を聞く機会があったので、以下にまとめて載せたいと思う。

男性は「奥様はフィリピーナ」というホームページを運営しており、そこでは在日フィリピン人のイメージ向上が目標とされている。そして、日比国際結婚家庭が地域に根付いた幸せな生活を送ることで、フィリピン人に対する偏見が払拭されることを願っていると綴られている。男性はホームページ上で「jungle」と名乗っている。彼は40歳代で福祉関係の仕事に就いており、妻は30歳代のパナイ島出身のフィリピン人で、2人の中には1人の男のお子さんがいる。

2人は彼女が働くフィリピンパブで出会い、2002年に結婚した。結婚に対して、両家の家族や親戚、友人は大歓迎だったが、職場の上司や同僚からは冷ややかな目で見られたという。フィリピン人と結婚するというだけで、上司からは連日のように罵倒され、さらに上の上司からは、結婚のために海外に行くことが多くなると上のポストは望めないと言われた。また、フィリピンで式を挙げ、ドライマンゴーなどのお土産を持って職場に挨拶に行ったところ、「フィリピンは汚い国、食べ物をお土産に持ってくるなんて非常識な奴だ。持って帰れ」と言われたそうだ。jungleさんは、日本の福祉現場で働く大人たちは意外なほど差別意識が高いことを思い知らされたと話していた。

結婚生活について聞いてみると、食事、言語とも生活のすべてが日本式で、子どものアイデンティティについても「日本人として、国際社会に通用する人間に育てたいと思います。息子の国籍は二重にしています。今後も日本人として育てます。」と答えた。

苦勞した点や問題点については、やはり日本人の習慣について教えるのが大変だったようだ。結婚前に日本での生活の現実を知ってもらうために、特にお金に関しては彼の給料の内訳を見せて、出納配分を説明し、生活費や光熱費などの円の使い方をシュミレーションした。送金に関しても2人で話し合い、月々の送金はせずに、クリスマスや正月に日本の親戚と同様に、プレゼントやお年玉を送るということにした。そこからも彼の「地域社会に根付いた生活を送りたい」という意思が感じられた。

また、どこへ行くにも妻と一緒に行動し、彼の職場見学や職場の付き合いで飲むときも連れて行き、社会人がどういう付き合いをしているかを教えてきた。そのようにして、日本人の習慣などについてリアルタイムに教えてきた。言葉だけでは理解が難しいことも、彼が実際に動いてその現場を見せることで妻は理解を示してくれたという。

差別や偏見はなかったかという質問について聞いてみると、「結婚当初、偏見や差別についてはマイナス思考になるような主観を持たないよう、事ある度に十分にディスカッションしてプラス思考で考える事ができるように導いてきました。ですので、本人は『あれっ』と思うことはあっても、偏見とまでは思っていないようです。そういった事について話すようになったのは、家内が日本の生活に十分慣れたと判断できたつい最近のことです。今なら何を話しても動じることはありません。ここまで来るのは長かった。」と答えた。

奥様は日本人に対してどのような印象を抱いているかという質問に対しては、「家内は日本人に対して、『フィリピン人に比べてホスピタリティーの無い人が多い』と感じているようです。日本での家内のお手本は、良きに付け悪きに付け亭主である私です。家内には来客時のもてなし方や、儀礼を尽くす人付き合いを身をもって教えてきましたが、正直ほとんどの日本人はそれらに応えることが出来ません。まず、挨拶の出来ない人が多いことに驚いているようです。」と答えた。

最後にJFCの問題についてどう思うか尋ねたところ、次のような答えが返ってきた。「同じ日本人として恥ずかしい限りです。ホームページのサイトポリシーである、在日フィリピン人のイメージ向上のためには、こういった無知で傲慢な日本人男性が、心を入れ替えて正面からフィリピンと向き合う事が、非常に重要な要素の一つだと思っています。」

jungleさんはフィリピン人である妻と対等に向き合ってきたからこそ、現在のような幸せな生活を送ることができている。フィリピン人だからと蔑むのではなく、同じ世界で共に生きるパートナーだから、少しくらいの苦勞は何ともなかったようだ。奥様もそんな旦那さんの支えがあったからこそ、差別や偏見にも負けずに、力強く日本で生きていくことができるのだと思う。「特に苦勞はしていない気がします。根っから明るいのがフィリピン女性の良いところですね。」というjungleさんの言葉からも、フィリピン人の順応性の高さが感じられた。

第3節 日比国際結婚における問題点

(1) ドメスティックバイオレンス

前項では、夫である日本人男性の多大なる協力と理解のもとで幸せな生活を送っているフィリピン人女性日本人男性のカップルについて取り上げたが、夫の暴力に苦しんでいるフィリピン人女性も少なくない。

2005年の夏に筆者がフィリピンを訪れた際に、ケソンシティにある「BATISアウェア」⁹の代表を務めるビビさんが、日本での過酷な結婚生活について語ってくれた。ビビさんは1986年、22歳のときにエンターテイナーとして来日した。契約期間後、いったんフィリピンに戻り2度目の来日時もオーナーのリクエストで同じお店に勤務した。そして、再びフィリピンに戻ったとき、オーナーが彼女を追いかけてきて、2人は結婚した。夫は元ヤクザでバツイチだったが、ビビさんは彼の熱心さに心惹かれていた。しかし、結婚後、優しかった彼の姿は豹変し、ギャンブル、女遊び、酒がひどくなっていった。約束だったフィリピンへの送金もしなくなり、彼女が逆らうと暴力を振るった。ケンカのたびに殴られるという生活が3年間も続いた。住まいの1階は夫がオーナーを務めるクラブだったため、仕事中でも夫からの暴力は続いた。パスポートも夫に取られてしまっていたため、ビビさんは逃げるができなかったという。

ある日、夫が前妻を連れてきて、一緒に住むことになった。夫は前妻とも関係を持ち、前妻も夫と共にビビさんを罵るようになった。ビビさんは夫の暴力にも浮気にも耐えることができず、刃物で夫に切りつけてしまった。その後は、日本国内のクラブを転々としたが、不法滞在で捕まりフィリピンに強制送還されてしまった。夫との間にできた子どもは親戚のところに預けていたが、夫に見つかってしまい今は夫に引き取られている。「もう日本で仕事はしたくない。夫にだまされた。子どもに会いたい。」と最後に語った。

こうしたドメスティックバイオレンスは、アジア人女性に対する差別的偏見から生まれていることが多い。暴力を振るう男性は、結婚前の「客」と「エンターテイナー」としてのジェンダー関係から抜け出すことができず、フィリピン人女性を一人の人間として尊重することができない人が多いようである。また、フィリピン人女性はビザや経済的安定を夫に頼らざるを得ないため、夫やその親族は、女性に対して政治的にも経済的にも優位な立場となる。そのため、妻とのコミュニケーションがうまく取れなかったり口答えをされたりしても、解決策を考えるのではなく、対等な関係を築こうとはせず暴力で押しつぶそうとしてしまうのだ。フィリピン人妻が逆らうと「これが日本のやり方だ」と無理やり丸め込んでしまう場合もある。また、日本語を読むことができない女性が、離婚届と知らずにサインしてしまったり、離婚届に子どもの親権者の指定の欄があるのも知らされてい

⁹ 問題を抱えて日本から帰国したフィリピン人女性労働者を支援するNGOである「BATIS女性センター」で支援を受けた当事者たちが立ち上げた団体。同じような問題を抱える女性同士がお互いにつながることを目的としており、祖国での自立のためにソーイングショップやバーガーショップを経営している。

ないため、子どもを男性側に取りられてしまうこともあるようだ[武田 2005:135]。

そもそも、同じ国に生まれ言葉も文化も理解し合えるカップルでさえ離婚に至ることがあるのだから、異文化で生まれ育った二人が幸せな結婚生活を維持していくためには、かなりの理解と覚悟が必要だと思う。しかし、前項で紹介した **jungle** さんのように、妻が祖国から離れた日本で立派に生活ができるよう対等の立場に立って考え、妻のために行動できる日本人男性がいることも忘れてはならない。

(2) 日比混血児 (JFC) の問題

JFC とはジャパニーズ・フィリピーノ・チルドレンの略で、ほとんどの場合、日本人男性とフィリピン人女性の間にも生まれた子どものことをいう。彼らの母親のほとんどは、1980年代から日本にエンターテイナーとして出稼ぎにやってきたフィリピン人女性である。日本人男性とフィリピン人女性の婚姻数は年々増えており、2005年では1万人を超えている。子どもの数もそれと比例して増えていると言えるだろう。

なぜ、**JFC** が問題視されているのかというと、母親が出産のためフィリピンに帰国し、子どもが生まれた後に父親が突然音信不通になってしまったり、養育費を含めて父親としての責任を放棄してしまうケースや、フィリピンで正式に結婚していながら、日本で別の女性と結婚しているケースが多く見られるからである。このようにして、父親に捨てられた子どもたちがフィリピン各地に数万人いると言われている[国際子ども権利センター 1998:11]。

JFC の子どもたちの中には、父親のいない寂しさに加えて、父親の養育放棄のための貧困や父親に捨てられた子どもとして社会的差別を受け苦しんでいる者が大勢いる。ストリートチルドレンとなって路上で働き、路上で生活している子どももいる。

また、法律的な観点から見てみると、父親からの認知を受けていない¹⁰ことや、たとえフィリピンで両親が結婚していても、日本の戸籍に両親の結婚や子どもの出生が届けられていないため、本来日本国籍を取得していたはずの子どもたちの多くが、日本国籍を喪失しているという問題もある。

日本国内にいる **JFC** の場合は、そのほとんどが日本国籍を取って父母と一緒にくらしている。しかし、一方で、日本国内には隠れた形の **JFC** も存在する。母親がオーバーステイの場合である。日本人と結婚しているフィリピン人女性が、オーバーステイ状態におちいる可能性は少なくない。離婚した後もそのまま滞在を続ける場合、事実婚で期限切れの興行ビザでそのまま滞在している場合、法的に結婚していても、配偶者ビザの更新の際に夫

¹⁰ 父が日本国籍であり、かつ子どもの出生前に認知（胎児認知）している場合、子どもは出生により日本国籍を取得できる（国籍法第2条より）。胎児認知の場合には、出生時に法律上の父子関係が認められ、子どもは日本国籍を取得する。つまり、父が日本国民であっても、父母が婚姻していないで、子どもの出生前に認知がなされていない場合、出生後に認知（生後認知）しても、子どもは国籍を取得できない。

の協力が得られず、更新が阻まれた場合などである[西口 2005:171]。母親がオーバーステイであると、健康保険にも加入できず、社会保障もない。オーバーステイの子どもはどこの国籍も取得できず、無国籍状態であるため、病気にかかっても病院に行くことができないし、学校で教育を受けることもできない[武田 2005:134]。

日本で生活するフィリピン人女性とその子どもにとって、教育や言語の問題は大きい。特に、離婚しシングルマザーとなった家庭では困難が付きまとう。シングルマザーが家計を支えていくためにフルタイムで働くには、周囲のサポートや保育所などの公共サービスが必要不可欠であるが、彼女たちの場合、家族の多くはフィリピンにいるため、家族からのサポートは得られにくい。母親が夜仕事に出ている場合は、夜間家にいるのは子どもだけという状況になってしまう。また、保育所の申し込み手続きや案内などはほとんどが日本語で書かれているため、外国人の親にとって開かれたサービスとはいいがたい。子どもが学校に通っている場合も、教師と母親とのコミュニケーションがうまくいかず、子どもの学校生活を把握することができずにいる。母親が経験してきた教育制度と日本の教育制度が異なっているため、義務教育が何年あるのかという基本的なことから、どのような教育機関が存在し利用可能であるかといった、実際の選択肢に関わる情報が得られにくい状態である[西口 2005:186]。

シングルマザーのフィリピン人女性にとっては、日本語で子どもを育てていくことの問題もある。子どもは日本の学校教育を受けるにしたがって日本語が上達していくと、母親とのコミュニケーションが難しくなってしまう場合もある。特に、子どもがある程度成長すると、複雑なビザの状況を日本語で話し合うのが困難になり、結果的に親子の間に溝ができてしまうことにもなりかねない[西口 2005:186]。

JFC や無国籍児の問題は、父親である日本人男性に責任が第一だと考えられる。女性にその気にさせるような甘い言葉をかけ、子どもが生まれると連絡が途絶えて、母子を見捨てたり、家族に対して暴力を振るうことの責任は重大である。しかし、こういった日本人男性を形成してきた日本社会や文化にも問題があると思う(第3章1項参照)。このような問題を減らすためには **jungle** さんが言っていたように、フィリピン人(アジア人)女性と対等に向き合うことが非常に大切であるといえる。

終わりに

本論文では、フィリピン人が国を超えて出稼ぎをするようになった経緯から始まり、エンターテイナーとして来日したフィリピン人女性の生活の様子や日本社会の中で抱える問題点について論じてきた。彼女たちについて調べれば調べるほど、「家族を思う気持ち」が感じられた。それは、母国フィリピンに残してきた家族であり、日本で新たに築き上げた家族である。第2章では、労働条件の悪い中、自分の生活費を削ってまでも貯金をし、母国にいる家族に仕送りをするフィリピン人女性エンターテイナーの姿を取り上げた。そして、第3章では日本に定住するフィリピン人女性にまつわる問題について論じていく中で、差別や偏見、そして、異なる文化の下で子どもたちのために懸命に生きる女性たちが見えてきた。こういったフィリピン人女性の姿を通して、「売春」「貧困」といったマイナスイメージの裏側にある「明るい」「向上心がある」といったプラスな面も知ることができた。

しかし、日本におけるフィリピン人女性たちへの差別や偏見、暴力が存在するのは事実である。これらの問題の原因はアジア女性に対する優越感だけでなく、ホステスという職業にもあるように思える。しかし、フィリピン人女性にとってホステスという仕事は最も身近な道である。彼女たちは日本人男性に尽くすために来日したのではなく、母国に残してきた家族に少しでも楽をさせてあげたいという思いで日本に出稼ぎにきたのである。フィリピン人女性に対する差別を無くすためには、そういった背景をもっと知る必要がある。また、全てのフィリピン人女性が売春をしているわけではないということ、例え売春の事実があったとしても女性自身が好んでしているのではないということを理解しなければならない。そして、何よりもまず知っておかなければならないことは、多くのフィリピン人女性にとってエンターテイナーとして日本に出稼ぎに行くことは、人生の大きな賭けであり、大転機のある機会であるということだ。彼女たちは、日本で暮らす上でさまざまな困難に直面するが、強い意志、決意、人格などによって日本での辛い経験を克服していつているのである。

2005年以降、日本政府が興行ビザの発給を厳しく制限することで、日本国内のフィリピンパブは激減した。店側に対する取り締まりも厳重になったことで、売春や暴力も減少した。しかし、フィリピン人女性に対する差別や偏見といった「見えない暴力」はまだ残っている。これは、政府の問題ではなく我々日本人の根底にある思い込みが原因である。差別や偏見を減らすためには、ひとりでも多くの日本人が、彼女たちについて目を向け、フィリピン国内の事情や、彼女たちが抱える問題について考えることが大切である。

さらに、フィリピン人女性がより快適に日本で生活を送るためには、水商売関連での限られた世界だけではなく、もっと広い社会の中での彼女たちの活躍を知ってもらうことが必要である。例えば、名古屋市のある施設では、在日フィリピン人女性に対してホームヘルパーの資格を取得するための実習が行われている。また、福岡県にある株式会社「インターアジア」でも2006年から在日フィリピン人女性のための介護ヘルパー養成講座が始まった。言葉の壁や習慣の違いはあるものの、積極的にお年寄りとコミュニケーションを取

ったり機能訓練を手伝ったりし、その熱心さはお年寄りからも好評だという。また、彼女たちの意欲的な活動は、日本の介護機関の慢性的な人手不足の解消にもつながるだろう。今後、こういった在日フィリピン人女性の自立を支える活動が増えれば、フィリピン人女性の存在が見直され、「陽気で意欲的な国民性」「厳しい状況下でも希望を捨てずに生き抜いていく強さ」が注目される日も遠くはないかもしれない。そして、フィリピン人女性を差別や偏見の目で見るとはならず、日本社会を支える一員として認められるようになって欲しい。

【参考文献】

- バレスカス、マリア・ロザリオ・ピケロ（1994）『フィリピン人女性エンターテイナーの世界』明石書店
- Go,Stella P.（1998）「Towards the 21st Century: Whither Philippine migration?」
Philippine Migration Research Network
- Go,Stella P.（2000）「Country Report: Philippines」Workshop on International Migration and Labour Markets in Asia,The Japan Institute of Labour
- 石山永一郎（1989）『フィリピン出稼ぎ労働者』拓殖書房
- 伊藤るり（1992）『『ジャパゆきさん』現象再考 80年代日本へのアジア女性流入』梶田孝道・伊豫田登士翁編『外国人労働者論 現状から理論へ』弘文堂
- 菊地京子（1992）「外国人労働者送り出し国の社会的メカニズム フィリピンの場合」梶田孝道・伊豫田登士翁編『外国人労働者論 現状から理論へ』弘文堂
- 国際子ども権利センター（1998）『日比国際児の人権と日本 未来は変えられる』明石書店
- 厚生労働省大臣官房統計情報部（2007）『平成 17 年 人口動態統計 上巻』財団法人厚生統計協会
- 京都 YMCA・APT(2001)『人身売買と受入大国ニッポン』明石書店
- 西口 里紗（2005）「外国人の子どもと日本の教育 不就学問題と多文化共生の課題」宮島 喬・太田晴雄編『揺らぐ母子関係のなかで フィリピン人の子どもの生きる環境と就学問題』東京大学出版会 171-189 頁
- 小ヶ谷千穂（2003）「フィリピンの海外雇用政策」小井戸彰宏編『移民政策の国際比較』明石書店
- 小ヶ谷千穂（2000）「フィリピン農村女性の海外出稼ぎとジェンダー関係の相関 ケーススタディからの考察」『アジア女性研究第 9 号』アジア女性交流・研究フォーラム
- 大野拓司（2001）『現代フィリピンを知るための 60 章』明石書店
- 佐竹眞明・メアリー・アンジェリン・ダアノイ（2006）『フィリピン・日本 国際結婚 多文化共生と移住』めこん
- 武田 丈（2005）『フィリピン人女性エンターテイナーのライフストーリー』関西学院大学出版会
- 内海愛子・松井やより（1998）『アジアから来た出稼ぎ労働者たち』明石書店

【参考HP】

- 奥様はフィリピーナ<http://www13.plala.or.jp/okusama-salamat/>
特定非営利活動法人JFCネットワーク<http://www.jca.apc.org/jfcnet/>